

山口県報

平成24年
3月21日
(水曜日)

目次

規則
知事等の給与の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則(人事課)……………一
山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)……………一
山口県介護福祉士修学資金貸付規則の一部を改正する規則(厚政課)……………二
保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸付規則の一部を改正する規則(医務保険課)……………二
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(こども未来課)……………二
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則(こども未来課)……………九
山口県点字図書館規則の一部を改正する規則(障害者支援課)……………九
山口県聴覚障害者情報センター規則の一部を改正する規則(障害者支援課)……………九
児童福祉施設規則の一部を改正する規則(障害者支援課)……………〇
山口県身体障害者福祉センター規則を廃止する規則(障害者支援課)……………〇
山口県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則(住宅課)……………〇
人委規則……………一
初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則……………一
公安委規則……………一
金属くず類回収業に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………一三

知事等の給与の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十四年三月二十一日

山口県知事 二井 関 成



山口県規則第四号

知事等の給与の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

知事等の給与の特例に関する条例施行規則(平成二十一年山口県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「規則」を「これに相当する職員として規則」に改める。
第四条を次のように改める。

(管理職員等との権衡を考慮して規則で定める職員)

第四条 条例第三条第一項第二号のこれとの権衡を考慮して規則で定める職員は、教育調整監又はやまぐち総合教育支援センター部長の職を占める職員とする。

別表を削る。

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第五号

山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

山口県税賦課徴収条例施行規則(昭和四十五年山口県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「施行規則第一条の八」を「法第二十条の九の第三項」に、「書類」を「更正請求書」に、「更正請求書(別記第四十号様式)」を「別記第四十号様式」に改め、同条第二項中「第二十條の九の第三項」を「第二十條の九の第三項」に改める。

第二十三条第二項第四号中「第三十二條の三、第三十二條の四第三項又は第三十二條の五第三項」を「第三十二條、第三十二條の二第三項又は第三十二條の三第三項」に改め、同項第十号中「第七十二條の四十九第十一項」を「第七十二條の四十八の第十二項」に改める。

別記第三十三号様式中

「第32條の3 第3項」を「第32條の2 第3項」に改める。
「第32條の4 第3項」を「第32條の3 第3項」に改める。
「第32條の5 第3項」を「第32條の3 第3項」に改める。

別記第五十四号様式中「第20條の9の3 第3項」を「第20條の9の3 第4項」に改める。

る。

別記第五十五号様式中「第72条の2第11項」を「第72条の48の2第12項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県介護福祉士修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第六号

山口県介護福祉士修学資金貸付規則の一部を改正する規則

山口県介護福祉士修学資金貸付規則（平成五年山口県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設」を「障害児入所施設」に改め、「知的障害者通動寮」の下に「障害児通所支援事業を行う施設」を加え、「児童デイサービスを行う施設」及び「重症心身障害児（者）通園事業を行う施設」を削る。

第三条第一号を次のように改める。

一 県外の介護福祉士養成施設に在学する者にあつては、住民票の写し
別記第一号様式の添付書類1を次のように改める。

／ 県外の介護福祉士養成施設に在学する者にあつては、住民票の写し

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第三条第一号及び別記第一号様式の改正規定は、同年七月九日から施行する。

保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第七号

保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸付規則の一部を改正する規則

保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸付規則（昭和六十年山口県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第八号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 基本的事項（第二条―第十条）
- 第三章 助産施設（第十一条―第十三条）
- 第四章 乳児院（第十四条―第二十条）
- 第五章 母子生活支援施設（第二十一条―第二十五条）
- 第六章 保育所（第二十六条―第三十三条）
- 第七章 児童厚生施設（第三十四条・第三十五条）
- 第八章 児童養護施設（第三十六条―第四十条）
- 第九章 情緒障害児短期治療施設（第四十一条―第四十五条）
- 第十章 児童自立支援施設（第四十六条―第五十二条）
- 第十一章 児童家庭支援センター（第五十三条・第五十四条）

附 則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年山口県条例第三号。以下「条例」といふ。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

第二章 基本的事項

（運営規程）

第二条 児童福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定

めておかなければならない。

一 施設の目的及び運営の方針

二 職員の職種、員数及び職務の内容

三 入所定員

四 入所者の援助に関する事項

五 非常災害対策

六 その他施設の運営についての重要事項

(記録の整備)

第三条 児童福祉施設は、設備、職員、会計及び入所者の処遇の状況に関する諸記録を整備しておかなければならない。

(食事)

第四条 児童福祉施設は、入所者に食事を提供するときは、その献立ができる限り変化に富み、入所者の健全な発育に必要な栄養量に配慮したものでなければならない。

2 食事は、食品の種類及び調理の方法について栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。

(健康管理)

第五条 児童福祉施設(児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第四項を除き、以下この条において同じ。)は、入所者に対し、入所時の健康診断、毎年二回以上の定期の健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 児童福祉施設は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断が当該各号に定める健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、その全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設は、当該各号に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

一 児童相談所等における児童の入所前の健康診断 入所時の健康診断

二 児童が通学する学校における健康診断 定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 児童福祉施設は、第一項の健康診断をした医師に、その結果に關し必要な事項を母子健康手帳又は入所者の健康を記録する表に記入させるとともに、必要に応じ入所の措置又は助産、母子保護若しくは保育の実施を解除し、又は停止する等必要な手続について、当該医師の助言を受けなければならない。

4 児童福祉施設の職員の健康診断を行うに当たっては、入所者の食事を調理する者について、特に注意を払わなければならない。

(衛生管理等)

第六条 児童福祉施設(助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。)は、入所者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう、適切に入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

2 児童福祉施設は、必要な医薬品等を備え、適正に管理しなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第七条 児童福祉施設のうち乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、当該児童福祉施設の設置者が入所中の児童に係る厚生労働大臣が定める給付金(以下「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

一 当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下「児童に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。

二 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

三 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を備えること。

四 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。

(自立支援計画の策定)

第八条 児童福祉施設(助産施設、保育所、児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。次条及び第十条において同じ。)は、入所者及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第九条 児童福祉施設は、その業務の質について自ら評価を行うとともに、定期的に入所者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

第十条 児童福祉施設は、児童相談所等関係機関と密接に連携して入所者の指導等及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第三章 助産施設

(入所させる妊産婦)

第十一条 助産施設は、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。)第二十二条第一項の妊産婦を入所させて、なお余裕があるときは、その他の妊産婦を入所させることができる。

(第二種助産施設の職員)

第十二条 条例第十六条第一項の規則で定める員数は、一人以上とする。

(第二種助産施設における異常分べん)

第十三条 第二種助産施設に入所した妊婦が産科の手術を必要とする異常分べんをするおそれがあるときは、第二種助産施設は、速やかに第一種助産施設その他適当な病院又は診療所に入所させる手続をとらなければならない。ただし、応急の処置を要するときは、この限りでない。

第四章 乳児院

(設備)

第十四条 条例第十七条第三項の基準は、次のとおりとする。

- 一 寝室の床面積は、乳幼児一人につき二・四七平方メートル以上とすること。
- 二 観察室の床面積は、乳幼児一人につき一・六五平方メートル以上とすること。
- 三 乳幼児の養育のための専用の室の床面積は、一室につき九・九一平方メートル以上とし、乳幼児一人につき二・四七平方メートル以上とすること。

(職員)

第十五条 条例第十八条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

- 一 医師又は嘱託医 一人以上
- 二 看護師 乳児及び満二歳に満たない幼児おおむね一・七人につき一人以上、満二歳以上で満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の幼児おおむね四人につき一人以上(これらの合計数が七人未満であるときは、七人以上)
- 三 個別対応職員 一人以上
- 四 家庭支援専門相談員 一人以上
- 五 栄養士 一人以上
- 六 調理員 一人以上

2 条例第十八条第二項の規則で定める員数は、一人以上とする。

3 条例第十八条第三項の員数は、第一項第二号に規定する員数から乳幼児が十人の場合にあつては二人以上の員数を、乳幼児が十人を超える場合にあつてはおおむね十人増すごとに一人以上の員数を除いた員数とする。

4 条例第十八条第四項の規則で定める員数は、一人以上とする。

第十六条 条例第十九条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

- 一 嘱託医 一人以上
- 二 看護師 七人以上
- 三 家庭支援専門相談員 一人以上
- 四 調理員 一人以上

2 条例第十九条第二項の員数は、前項第二号に規定する員数から一人を除いた員数とする。

(長の資格)

第十七条 条例第二十條第四号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 次に掲げる期間の合計が三年以上である者

イ 法第十二条の第三項第四号に規定する児童福祉司(以下「児童福祉司」という。)となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業(国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。)に従事した期間

ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。)

ニ 厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了した者

(長の研修)

第十八条 乳児院の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(養育の内容)

第十九条 乳児院における養育の内容は、乳幼児の年齢及び発達段階に応じて必要な授乳、食事、排泄、沐浴、入浴、外気浴、睡眠、遊び及び運動のほか、健康状態の把握、第五条第一項の健康診断及び必要に応じて行う感染症等の予防のための措置を含むものとする。

(乳児の観察)

第二十条 乳児院(乳幼児十人未満を入所させる乳児院を除く。)は、乳児が入所した日から医師又は嘱託医が適当と認めた期間の末日まで観察室に入所させ、その心身の状況を観察しなければならない。

第五章 母子生活支援施設

(設備)

第二十一条 条例第二十二條第五項の基準は、次のとおりとする。

- 一 母子室は、調理設備、浴室及び便所を設けるものとし、一世帯につき一室以上とする。
- 二 母子室の床面積は、三十平方メートル以上とすること。

(職員)

第二十二条 条例第二十三條第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

- 一 母子支援員 一人以上(母子二十世帯以上を入所させる母子生活支援施設にあつては、二人以上)

二 嘱託医 一人以上
 三 少年を指導する職員 一人以上（母子二十世帯以上を入所させる母子生活支援施設にあっては、二人以上）
 四 調理員 一人以上

2 条例第二十三条第二項の規則で定める員数は、一人以上とする。

(長の資格)
 第二十三条 第十七条の規定は、条例第二十四条第四号の規則で定める者について準用する。

(長の研修)
 第二十四条 第十八条の規定は、母子生活支援施設の長について準用する。

(保育所に準ずる設備)

第二十五条 条例第二十七条第二項の員数は、乳幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、一人を下ることはできない。

第六章 保育所
 (設備)

第二十六条 条例第二十八条第三項の基準は、次のとおりとする。

一 乳児室の床面積は、乳児又は満二歳に満たない幼児一人につき一・六五平方メートル以上とすること。
 二 ほふく室の床面積は、乳児又は満二歳に満たない幼児一人につき三・三平方メートル以上とすること。

三 保育室又は遊戯室の床面積は、満二歳以上の幼児一人につき一・九八平方メートル以上とすること。

四 屋外遊戯場の面積は、満二歳以上の幼児一人につき三・三平方メートル以上とすること。

五 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）には、保育に必要な用具を備えること。

六 保育室等を二階に設ける建物にあっては次のイ、ロ及びへへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物にあっては次のロからチまでの要件に該当するものであること。

イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。

ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

ロコト。

以上四階		三階		二階		階
避難用	常 用	避難用	常 用	避難用	常 用	区分
建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段	一 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 二 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段	一 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とをバルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。）又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 三 屋外階段	一 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 二 屋外階段	一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十三条第一項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とをバルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。）又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 二 待避上有効なバルコニー 三 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 四 屋外階段	一 屋内階段 二 屋外階段	施設又は設備

八 口に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられている

こと。

二 保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。二において同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第一百二十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。

(2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

チ 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(設備の特例の要件)

第二十七条 条例第二十九条の規則で定める要件は、次のとおりとする。

一 当該保育所が食事の提供の責任を負うことが明確にされ、衛生、栄養等に関する事項その他適切な食事の提供のために必要な事項について注意を払うことができる体制が確保されていること。

二 当該保育所、保健所、市町等の栄養士により、献立等に関する栄養指導を受けられる体制等が整備されていること。

三 調理の業務を行う者は、当該保育所における食事の提供の趣旨を踏まえ、当該業務を適切に行うことができる能力を有する者であること。

四 幼児の年齢及び発達段階並びに健康状態に応じて、食物アレルギー及び必要な栄養素の量等に配慮した食事を提供するとともに、食事の回数等について適切に対応できること。

五 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に際して、食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき、食事を提供するよう努めること。

(職員)

第二十八条 条例第三十条の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 保育士 乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上で満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上で満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上（認定こども園（就学前の子ども）に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）以下「就学前保育等推進法」という。）第七條第一項に規定する認定こども園をいう。）である保育所（以下「認定保育所」という。）にあつては、幼稚園（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園をいう。）と同様に一日に四時間程度利用する幼児（以下「短時間利用児」という。）及び一日に八時間程度利用する幼児（以下「長時間利用児」という。）おおむね二十人につき一人以上）、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上（認定保育所にあつては、短時間利用児及び長時間利用児おおむね三十人につき一人以上）で、かつ、一の保育所につき二人以上

二 嘱託医 一人以上

三 調理員 一人以上

(保育時間)

第二十九条 保育所における保育時間は、一日につき八時間を原則とし、その地域における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長が定めるものとする。

(保育の内容)

第三十条 保育所における保育の内容は、保育所保育指針（平成二十年厚生労働省告示第四百四十一号）に従わなければならない。

(保護者との連絡)

第三十一条 保育所は、入所中の乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等について、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(公正な選考)

第三十二条 就学前保育等推進法第十条第一項第四号に規定する私立認定保育所は、就学前保育等推進法第十三条第二項の規定により読み替えられた法第二十四条第三項の規定により当該私立認定保育所に入所する乳幼児を選考するときは、公正な方法により行わなければならない。

(利用料)

第三十三条 法第五十六条第三項の規定による徴収金及び就学前保育等推進法第十三条第四項の保育料（以下「徴収金等」という。）以外に保育所が徴収金等に係る乳幼児について提供するサービス（当該徴収金等を支払う者の選定により提供されるものを除く。）に関し当該者から利用料の支払を受ける場合にあつては、当該利用料の額

は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該者の家計に与える影響を考慮して定めなければならない。

第七章 児童厚生施設

(職員)

第三十四条 条例第三十三条第一項の規則で定める員数は、一人以上とする。

2 条例第三十三条第二項第六号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 学校教育法に規定する大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学（以下「社会福祉学等」という。）を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 二 学校教育法に規定する大学の学部で、社会福祉学等を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
- 三 学校教育法に規定する大学院において、社会福祉学等を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 四 外国の大学において、社会福祉学等を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(保護者との連絡)

第三十五条 児童厚生施設は、必要に応じ児童の健康及び行動について、その保護者に連絡しなければならない。

第八章 児童養護施設

(設備)

第三十六条 条例第三十六条第三項の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童の居室（乳幼児のみの居室を除く。次号において同じ。）の一室の定員は、四人以下とすること。
- 二 児童の居室の一室の床面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。
- 三 乳幼児のみの居室の一室の定員は、六人以下とすること。
- 四 乳幼児のみの居室の一室の床面積は、一人につき三・三平方メートル以上とすること。
- 五 入所中の児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。
- 六 便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。
- 七 入所中の児童の年齢、適性等に応じ、職業指導に必要な設備を設けること。

(職員)

第三十七条 条例第三十七条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

- 一 児童指導員及び保育士 合計して、満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね六人につき一人以上（児童四十五人以下を入所させる児童養護施設にあっては、更に一人を加えた員数以上）
- 二 嘱託医 一人以上
- 三 個別対応職員 一人以上
- 四 家庭支援専門相談員 一人以上
- 五 栄養士 一人以上
- 六 調理員 一人以上
- 七 看護師 乳児おおむね一・七人につき一人以上で、かつ、一の児童養護施設につき一人以上

2 条例第三十七条第二項及び第三項の規則で定める員数は、一人以上とする。

(長の資格)

第三十八条 第十七条の規定は、条例第三十八条第四号の規則で定める者について準用する。

(長の研修)

第三十九条 第十八条の規定は、児童養護施設の長について準用する。

(児童と起居を共にする職員)

第四十条 児童養護施設は、児童指導員及び保育士のうち一人以上を児童と起居を共にさせなければならない。

第九章 情緒障害児短期治療施設

(設備)

第四十一条 条例第四十二条第二項の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童の居室の一室の定員は、四人以下とすること。
- 二 児童の居室の一室の床面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。
- 三 男子と女子の居室は、別にすること。
- 四 便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

(職員)

第四十二条 条例第四十三条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

- 一 医師 一人以上

- 二 心理療法担当職員 おおむね児童十人以上
- 三 児童指導員及び保育士 合計しておおむね児童五人につき一人以上
- 四 看護師 一人以上
- 五 個別対応職員 一人以上
- 六 家庭支援専門相談員 一人以上
- 七 栄養士 一人以上
- 八 調理員 一人以上

(長の資格)

第四十三条 第十七条の規定は、条例第四十四条第四号の規則で定める者について準用する。

(長の研修)

第四十四条 第十八条の規定は、情緒障害児短期治療施設の長について準用する。

(児童と起居を共にする職員)

第四十五条 第四十条の規定は、情緒障害児短期治療施設について準用する。

第十章 児童自立支援施設

(設備)

第四十六条 第三十六条(第三号及び第四号を除く。)の規定は、条例第四十六条第二項の基準について準用する。ただし、男子と女子の居室は、別にしなければならない。

(職員)

第四十七条 条例第四十七条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

- 一 児童自立支援専門員及び児童生活支援員 合計しておおむね児童五人につき一人以上
- 二 嘱託医 一人以上
- 三 精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医 一人以上
- 四 個別対応職員 一人以上
- 五 家庭支援専門相談員 一人以上
- 六 栄養士 一人以上
- 七 調理員 一人以上

2 条例第四十七条第二項及び第三項の規則で定める員数は、一人以上とする。

(長の資格)

第四十八条 第十七条の規定は、条例第四十八条第四号の規則で定める者について準用する。この場合において、第十七条第一号イ中「又は市町村」とあるのは、「、指定都市又は児童相談所設置市」と読み替えるものとする。

(長の研修)

第四十九条 第十八条の規定は、児童自立支援施設の長について準用する。

(児童自立支援専門員の資格)

第五十条 条例第四十九条第四号から第六号までの規則で定める者は、第四十八条の規定により読み替えて準用する第十七条第一号イから八までに掲げる期間の合計が二年以上である者とする。

2 条例第四十九条第七号の規則で定める者は、第四十八条の規定により読み替えて準用する第十七条第一号イから八までに掲げる期間の合計が五年以上である者とする。

(児童と起居を共にする職員)

第五十一条 第四十条の規定は、児童自立支援施設について準用する。この場合において、同条中「児童指導員及び保育士」とあるのは、「児童自立支援専門員及び児童生活支援員」と読み替えるものとする。

(心理学的及び精神医学的診査等)

第五十二条 児童自立支援施設は、入所中の児童の自立支援のため、随時、心理学的及び精神医学的診査並びに教育評価(学科指導を行う場合に限る。)を行わなければならない。

第十一章 児童家庭支援センター

(職員)

第五十三条 条例第五十三条第一項の規則で定める員数は、一人以上とする。

(支援における遵守事項)

第五十四条 児童家庭支援センターは、児童相談所等関係機関との連絡調整を行うに当たっては、支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑に行わなければならない。

2 児童家庭支援センターは、その附置されている児童福祉施設との緊密な連携を行うとともに、支援を円滑に行えるよう必要な措置を講じなければならない。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年七月一日から施行する。

(乳児院等の建物に関する経過措置)

2 児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令(平成二十三年厚生労働省令第七十一号)附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設(以下「乳児院等」という。)の建物であつて、この規則の施行の際現に当該乳児院等の用に供されているものについては、第十四条第一号及び第三号、第二十一条、第三十六条第一

号から第四号まで（第四十六条において準用する場合を含む。）又は第四十一条第一号及び第二号の規定は、適用しない。

（保育士の員数の算定に関する経過措置）

3 条例附則第三項の規則で定める員数は、一人とする。

（特例幼保連携保育所の特例）

4 条例附則第七項の特例は、幼保連携施設の園舎の床面積（乳児又は満二歳に満たない幼児の保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の床面積及び満二歳以上で満三歳に満たない幼児の保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の床面積を除く。）が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積以上であるときは、第二十六条第三号の規定を適用しないことができることとする。
一 一学級の場合 百八十平方メートル

二 二学級以上の場合 学級数から二を差し引いた数に百平方メートルを乗じて得た面積に三百二十平方メートルを加えた面積

5 条例附則第八項の特例は、特例幼保連携保育所が構成する幼保連携施設の屋外遊戯場及び運動場の面積が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積に満二歳以上で満三歳に満たない幼児一人につき三・三平方メートルを加えた面積以上であるときは、第二十六条第四号の規定を適用しないことができることとする。
一 一学級以下の場合 学級数から一を差し引いた数に三十平方メートルを乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えた面積

二 二学級以上の場合 学級数から三を差し引いた数に八十平方メートルを乗じて得た面積に四百平方メートルを加えた面積

6 条例附則第十項の規則で定める期間は、三年とする。

7 条例附則第十一項の規則で定める期間は、六年とする。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第九号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則

（平成十八年山口県規則第四百十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「就学前の子どもに関する教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例」を「就学前の子どもに関する教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の要件を定める条例」に改める。

第二条第二項中「第二項」を「第三項」に改める。

別記第一号様式（その一）の添付書類中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三十三条第一項各号」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三十三条第二項各号」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三十三条各号（第一号、第一号の2、第五号から第七号まで、第十二号から第十四号まで、第三十三号及び第四十一号を除く。）及び同条例第四号各号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

山口県点字図書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第十号

山口県点字図書館規則の一部を改正する規則

山口県点字図書館規則（昭和四十八年山口県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「身体障害者更生援護施設条例」を「身体障害者社会参加支援施設条例」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

山口県聴覚障害者情報センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第十一号

山口県聴覚障害者情報センター規則の一部を改正する規則

山口県聴覚障害者情報センター規則（平成十一年山口県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「身体障害者更生援護施設条例」を「身体障害者社会参加支援施設条例」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

児童福祉施設規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第十二号

児童福祉施設規則の一部を改正する規則

児童福祉施設規則（平成十七年山口県規則第一百十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十七条の二第二項」を「第六条第二項」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条第一項中「第十七条の二第三項」を「第六条第三項」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第二項中「第十七条の二第三項」を「第六条第三項」に改める。

第四条中「第十七条の二第八項」を「第六条第八項」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

山口県身体障害者福祉センター規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第十三号

山口県身体障害者福祉センター規則を廃止する規則

山口県身体障害者福祉センター規則（昭和四十九年山口県規則第六十五号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

山口県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第十四号

山口県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

山口県営住宅条例施行規則（平成十六年山口県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

第五条を第七条とし、第二条から第四条までを二条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の二条を加える。

（入居資格に係る障害者等の障害の程度）

第二条 条例第七条第二項第二号の規則で定める障害の程度は、次の各号に掲げる障害の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に定める一級から四級までのいずれかに該当する程度

二 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第五百五十五号）第六条第三項に規定する一級から三級までのいずれかに該当する程度

三 知的障害 前号に規定する精神障害の程度に相当する程度

2 条例第七条第二項第三号の規則で定める障害の程度は、恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二に定める特別項症から第六項症まで又は同法別表第一号表ノ三に定める第一款症とする。

（入居資格に係る調査等）

第三条 知事は、入居の申込みをした者が条例第七条第二項の身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることがで

きず、又は受けることが困難であると認められる者（以下「単身入居困難者」という。）に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けられることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

2 知事は、入居の申込みをした者が単身入居困難者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、市町村の意見を求めることができる。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。



初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第一号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和三十六年山口県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 職員給与条例第十条の五第一項第二号に規定する職は、行政職給料表又は研究職給料表の適用を受ける職員の職のうち獣医学に関する専門的知識を必要とする職とする。

第三条を次のように改める。

（職員の範囲）

第三条 職員給与条例第十条の五第一項及び学校職員給与条例第十二条の四第一項の規定により初任給調整手当を支給される職員及び学校職員（以下「職員」という。）は、次に掲げる職員とする。

- 一 前条第一項に規定する職に採用された職員であつて、その採用が、医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）に規定する医師免許若しくは歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）に規定する歯科医師免許取得の日又は学校教育法（昭和二十二年

法律第二十六号）に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日（以下「免許取得等の日」という。）の属する月の翌月の初日（免許取得等の日が月の初日であるときは、その日）から三十五年（以下「経過期間」という。）内に行われたもの

二 前条第二項に規定する職に採用された職員であつて、獣医師法（昭和二十四年法律第八十六号）に規定する獣医師免許証を有するもの

第四条第一号中「第二条」を「第一条第一項」に、「同条各号」を「同項各号」に改め、同条第二号中「前条」を「前条第一号」に、「第二条」を「第一条第一項」に改め、同条に次の一号を加える。

三 新たに第二条第二項に規定する職を占めることとなつた職員で獣医師法に規定する獣医師免許証を有するもの

第五条中「三十五年」の下に、「（第三条第二号又は前条第三号に掲げる職員にあつては、十年）」を加える。

第六条中「三十五年」を、「第二条第一項に規定する職を占める職員にあつては三十五年、同条第二項に規定する職を占める職員にあつては十年」に改め、「以上である」の下に、「第二条第一項に規定する職を占める」を加える。

第七条中「三十五年」の下に、「（第三条第二号又は第四条第三号に掲げる職員にあつては、十年）」を加える。

別表の備考以外の部分を次のように改める。

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項 職 員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	
1 年 未 満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	30,000
1 年 以 上 2 年 未 満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	27,000
2 年 以 上 3 年 未 満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	24,000
3 年 以 上 4 年 未 満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	21,000
4 年 以 上 5 年 未 満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	18,000
5 年 以 上 6 年 未 満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	15,000
6 年 以 上 7 年 未 満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	12,000
7 年 以 上 8 年 未 満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	9,000
8 年 以 上 9 年 未 満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	6,000
9 年 以 上 10 年 未 満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	3,000
10 年 以 上 11 年 未 満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	
11 年 以 上 12 年 未 満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	
12 年 以 上 13 年 未 満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	
13 年 以 上 14 年 未 満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	
14 年 以 上 15 年 未 満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	
15 年 以 上 16 年 未 満	410,900	365,500	306,000	249,100	183,100	
16 年 以 上 17 年 未 満	406,500	361,500	302,700	246,500	181,500	
17 年 以 上 18 年 未 満	402,100	357,500	299,400	243,900	179,900	
18 年 以 上 19 年 未 満	397,700	353,500	296,100	241,300	178,300	
19 年 以 上 20 年 未 満	393,300	349,500	292,800	238,700	176,700	
20 年 以 上 21 年 未 満	388,900	345,500	289,500	236,100	175,100	
21 年 以 上 22 年 未 満	389,600	328,700	275,800	224,100	165,900	
22 年 以 上 23 年 未 満	349,900	311,600	261,800	212,300	156,200	
23 年 以 上 24 年 未 満	330,700	295,000	248,400	200,300	147,100	
24 年 以 上 25 年 未 満	311,400	278,100	234,600	188,600	137,500	
25 年 以 上 26 年 未 満	292,000	261,300	221,000	176,800	128,300	
26 年 以 上 27 年 未 満	269,400	240,600	203,400	162,500	117,400	
27 年 以 上 28 年 未 満	247,200	220,300	186,400	148,200	107,000	
28 年 以 上 29 年 未 満	224,900	200,000	169,200	134,000	96,700	
29 年 以 上 30 年 未 満	202,200	179,300	151,600	119,700	85,800	
30 年 以 上 31 年 未 満	177,500	157,500	133,700	104,800	75,200	
31 年 以 上 32 年 未 満	152,700	135,600	115,500	90,000	64,200	
32 年 以 上 33 年 未 満	128,200	114,000	97,700	74,900	53,800	
33 年 以 上 34 年 未 満	90,200	82,200	71,700	55,800	39,700	
34 年 以 上 35 年 未 満	55,000	52,500	47,500	37,500	26,500	

別表の備考2中「第2条第1号」を「第2条第1項第1号」に、「同条第2号」を「同項第2号」に、「同条第3号」を「同項第3号」に、「同条第4号」を「同項第4号」に、「同条第5号」を「同項第5号」に改め、同備考2を同備考3とじ、同備考1の次に次のように加える。

2 この表において「1項職員」とは、第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは、同条第2項の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。



金属くず類回収業に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十一日

山 口 県 公 安 委 員 会

山口県公安委員会規則第二号

金属くず類回収業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金属くず類回収業に関する条例施行規則（昭和三十二年山口県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「次号及び第三号」を「第三号及び第四号」に改め、同条中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

- 二 許可を受けようとする者を成年被後見人とする記録がない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項の登記事項証明書をいう。第四号において同じ。）及び民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）（附則第三条第一項の規定により成年被後見人とみなされる者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書

第三条に次の一号を加える。

- 四 未成年者又は成年被後見人にあつては、戸籍謄本、登記事項証明書その他の法定代理人を確認するために必要な書類及び当該法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあつては、前号に掲げる書類）

別記第一号様式の添付書類中3を削り、2を3とし、1の次に次のように加える。

- 2 許可を受けようとする者を成年被後見人とする記録がない旨の登記事項証明書及び成年被後見人とみなされる者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書

別記第一号様式の添付書類に次のように加える。

- 4 未成年者又は成年被後見人にあつては、戸籍謄本、登記事項証明書その他の法定代理人を確認するために必要な書類及び当該法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあつては、3に掲げる書類）

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

平成
二十四
年三月
二十一日
印刷
發行

發行
行人所

山口
県知事
庁